

公立大学法人敦賀市立看護大学職員表彰規程

平成26年4月1日

公立大学法人敦賀市立看護大学規程第20号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人敦賀市立看護大学就業規則（平成26年公立大学法人敦賀市立看護大学規程第7号。以下「就業規則」という。）第44条第2項及び公立大学法人敦賀市立看護大学非常勤職員就業規則（平成26年公立大学法人敦賀市立看護大学規程第8号）第56条の規定に基づき、公立大学法人敦賀市立看護大学（以下「法人」という。）の職員（法人の設置する大学（以下「本学」という。）の職員を含む。以下同じ。）に対する表彰について、必要な事項を定める。

(表彰の基準)

第2条 就業規則第44条第1項各号に定める事由については、次の事項を考慮して判断する。

- (1) 本学の教員にあつては、その研究業績に対する評価（国際的又は全国的規模の学術団体からの評価）、その研究の結果として得られた知的財産の有用性に対する評価、その教育に対する世上又は本学の学生からの評価、及び本学全体の教育活動に対する当該教員の貢献の程度
- (2) 教員以外の職員にあつては、その職務によって法人全体の事業に貢献した程度、その言行によって法人の社会的評価を高めた程度、当該職員が他の職員に率先垂範して行った事績の困難若しくは奇特の程度又は世上の評価
- (3) 当該職員の社会的活動（法人の業務に関連しないものを含む。）
- (4) 当該職員のそれまでの勤務状況

(表彰の手続)

第3条 職員の表彰は、表彰候補者調書（別記様式）により、理事会に諮って理事長が決定する。

- 2 理事長は、教員を表彰しようとする場合には、理事会への諮問に先立って、教育研究審議会の意見を徴しなければならない。

(表彰の方法)

第4条 職員の表彰は、表彰状の授与により行う。

- 2 前項の表彰状には褒賞金又は記念品を加授することができる。

3 教員に対する表彰においては、第1項の表彰状は本学学長名をもってするものとする。

(追彰)

第5条 表彰を受けるべき職員が、表彰の日以前に死亡したときは、表彰状を近親者に交付して追彰することができる。

(名誉称号等)

第6条 この規程は、名誉教授の称号の授与、感謝状の授与その他表彰以外の方法により職員の業績を顕彰することを妨げるものではない。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、職員の表彰に必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

表彰候補者調書

ふりがな					性別	男・女
氏名						
本籍						
現住所						
所属及び 職名		生年 月日	年 月 日生	年令 (満)	歳	
年月日	法人における職務経歴及び賞罰					
【功績顕著と認める事項】						
【性質、素行その他参考事項】*						

*職務外の賞罰についても、重要なものは記載すること。

(年 月 日現在)